

令和 5 年度 事業計画

一般財団法人**公園財団**

《事業方針》

本財団は、公園緑地等の総合管理を担うフロンティア組織として、第2期中期計画・パーク アップ プランに基づき、国営公園等を舞台とした公共サービスの提供・質の向上に取り組んでいます。

令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の感染状況は、令和4年度上期にイベントの開催制限や、施設の使用制限等はある程度緩和され、下期に「With コロナに向けた政策の考え方」が取りまとめられ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る方針の下で、引き続き感染拡大の防止への協力が呼びかけられてきたところです。このような中、公園の利用実態については、未だコロナ前の状況には至っておらず、本財団の事業活動にも少なからず影響が及んでいるところです。一方で、公園の日常利用の需要の高まりなど、公園の重要性が再認識され、その活用が強く求められているなど、感染対策の取り組みとも相まって人々の行動変容が進みコロナ後も意識した「新しい生活様式」が定着しています。また、コロナ禍の復興にあたっては、単にコロナ前の状況に戻すのではなく、その復興に投じられる知恵と資金を通じて、新しい持続可能な社会を築くことを目指す「グリーンリカバリー」の流れが浸透しつつあり、新たな取り組みが提案されています。

私たちは、このパラダイムシフトをしっかりと認識し、公園緑地等が持つ環境保全、景観形成、防災、そしてレクリエーションをはじめとする諸機能のポテンシャルに着目し、地域連携、子育て、健康長寿化、インバウンド促進、グリーンインフラ推進、SDGs への対応等の今日的課題に積極的に取り組みます。これにより公園緑地等の新たな価値創造に努め、豊かなパークライフ実現に貢献することが、社会的使命と考えています。

本財団を取り巻く厳しい状況を踏まえ、第2期中期計画の最終年度に当たる令和5年度は、同計画に掲げる「成長する公園財団」の実践化を図るべく、役職員一体となって取り組んでまいります。また、時代に即した職員の意識改革を進め、自ら変革できる人材の育成と活用を通じた組織力の強化やガバナンス体制の強化に取り組み、「公園財団ブランド」を高め、広く社会に発信し、「面目躍如」を志として、社会の評価に適った勢いと品格のある財団を目指してまいります。

本年度の事業実施にあたっては、安全・安心かつ快適なサービスの提供、業務の効率化と経費縮減による経営改善に努めます。とりわけ、事業活動の拡充や収益力の向上等に取り組み、コロナ禍で厳しい環境下に置かれている財政基盤の強化を図ってまいります。

さらに、近年の激甚化する自然災害を想定外としない安全・安心、市民が担う公共の出発点となる市民とのパートナーシップ推進、地方創生に適う個性豊かな地域づくりへの貢献、社会のデジタルシフト等に対応した新たな手法・仕組みの

開発を喫緊の課題として捉えます。公園マネジメント全般について幅広く考究を進める中で、生産性向上に資する ICT・IoT 技術を活用した管理運営技術の高度化やコストの最適化、公園緑地周辺に立地する企業を含む地域と協働したエリアマネジメントの推進等への段階的取組みを進めます。これらの取組みでは、大学等との連携を進め、新たな技術・商品＜モノ＞からサービス＜コト＞の創出まで多彩に取組んでいきます。

公益目的支出計画に基づく実施事業については、公園文化を共創する市民協働、防災・減災、新型コロナウイルス感染症への対応、環境教育の普及等を視野に着実に進めてまいります。

《事業概要》

1. 公園緑地等の管理運営事業

公園緑地等に係る運営維持管理業務では、16の国営公園等の運営維持管理業務と17の都市公園等の指定管理者業務等のほか、公園管理に係る人的支援を従来に引き続き実施します。また、これらに加え、新たに「青葉山公園（追廻地区・竜ノ口地区）」及び「花畑公園・桜花亭」の指定管理者業務に取り組めます。

これらの実施に当たっては、「地域生まれの世界水準」をスローガンに利用者の視点を大切に高品質な管理運営を行います。その際、SDGsへの対応に留意することで、全国の公園緑地等の取組みの模範となるよう努めてまいります。業務全体のマネジメント統制の下、企画、植物管理、施設・設備管理、行催事とプログラム提供等の運営維持管理業務を着実に実施し、限られた事業環境のもと新規収益事業や自主事業に意欲的に取組み、コロナ禍においても安全・安心かつ快適で、誰もが利用しやすい環境を提供いたします。また、市民ボランティアや周辺観光施設との連携、小規模・分散型プログラムの実施、マイクロツーリズムや国の観光施策等の活用による地域との連携、インターンシップを通じた大学等との連携による地域貢献など、多様多彩に取り組んでまいります。さらに、訪日外国人の回復を見据えた取組み及びSNS等を活用した取組みを充実します。

また、国営公園を活用することで得られる地域への効果が見られるよう、地元地方公共団体など地域のステークホルダーとの対話の継続と協働の足場作りに取り組めます。淀川河川公園西中島地区や三川合流拠点施設、指定管理者業務の新宿中央公園では、エリアマネジメントの先駆的な取組みの位置づけの下、周辺地域の立地企業との連携を強化します。また、令和4年3月15日にオープンした国営海の中道海浜公園官民連携推進事業（国営公園初のPark-PFI事業）については、滞在型レクリエーション拠点として、今後も多様化し変化し続けるレクリエーションニーズに柔軟に対応し、来園者へのサービスの向上に取り組んで参ります。

令和5年度から新規に指定管理者となった仙台市「青葉山公園」は、青葉山公園エリア全体の歴史・文化・自然などの魅力を高める拠点施設として整備され、令和5年4月26日から6月18日まで第40回全国都市緑化仙台フェアが開催されます。また、足立区「花畑公園・桜花亭」は、昭和57年に区政50周年を記念して整備され、公園内には健康・体力づくり施設や日本庭園などを有しています。いずれの公園においても、公園の特性を踏まえ地域の住民や教育機関等と連携して質の高いサービスの提供に取り組んでまいります。

なお、これら一連の取組みについては、各事業所単位に置かれた自己点検評価委員会において自らの点検と有識者の助言を踏まえ業務全体を評価・総括することで業務改善に努め、管理運営と利用者サービスの質の向上を図ってまいります。

令和5年度はイ号国営公園等の公募年度に当たります。本財団がこれまで培ってきた蓄積や新たな取組みを活かし、時代の変化を踏まえつつ各公園の特性を反映させた内容で企画提案書等応募業務を進めます。

また、更新又は新規応募となる指定管理者業務等の応募については、本財団としての参画の意義、取組体制・事業採算性等を勘案して継続あるいは新規参入の可否を判断いたします。

2. サービス向上に資する収益事業

公園利用者のサービス向上に資する収益事業については、運営維持管理業務を受託している国営公園等において、オートキャンプ場、レストラン・カフェ、売店、駐車場、貸自転車等の事業を効果的かつ効率的に運営いたします。また、中長期的な視点で飲食施設等の新規投資や公園利用者のサービス向上に資するよう老朽化施設の改修等を進めてまいります。この際にはPPP/PFI手法の活用も含め計画的に取り組んでまいります。

「新しい生活様式」を踏まえ、ウィズコロナ下で求められる新たなお客様ニーズに適切に対応することで収入確保に努めます。

国営昭和記念公園で昨年12月にオープンした「オカカフェ」、季節料金制を活用した収益事業として国営常陸海浜公園で取組む大規模花修景については、一層の公園の魅力向上、お客様満足度の向上はもとより、将来の収益事業拡大の可能性並びに事業採算性を踏まえて取り組んでまいります。

各収益事業の実施に当たっては、安全・安心かつ快適な環境とお客様満足度を高めるサービスを旨とします。加えて、収益事業を通じて公園オリジナル商品を開発するなど「公園財団ブランド」を高め、事業収入のコンテンツ拡大を図ってまいります。

また、令和5年度から国営昭和記念公園及び国営武蔵丘陵森林公園の収益事業については、運営維持管理業務を行う共同事業体の中で当財団が主として行うこととしました。

常にサービスによる効果と費用のバランスに留意し、事業の規模や人員配置を評価・検証し見直すほか、閑散期における飲食物販サービス施設について公園管理者と調整を図り、運営経費の縮減に努めてまいります。

3. 行催事・プログラムの実施事業

国営公園等のフィールドを活用して、地域に根ざした伝統文化の保存・普及、花・緑など豊かな公園資源を活かした各種の行催事を実施いたします。また、市民のニーズ等に対応した環境教育、健康スポーツ、文化や知識の普及啓発に関するプログラムを展開いたします。

実施に当たっては、三密や接触によるコロナ感染リスクを軽減し、お客様が安心して参加できるよう取組んでまいります。

4. 公園緑地等の管理運営に関する技術開発等事業

広く管理運営事業等を実施し、調査研究等のフィールドを確保できる本財団の強みを活かし、公園管理運営研究所を中心として、公園緑地等の適正な管理運営に資する総合的な調査研究や技術開発を実施いたします。

その実施にあたっては、公園管理運営におけるシンクタンクとして、公園管理者や国の研究機関等からの調査業務及び公園管理運営者等からのマネジメント支援業務の獲得・拡大を図り、新しい時代の公園マネジメントの課題解決に寄与してまいります。

5. 公益目的支出計画に基づく実施事業

5-1. 公園緑地等の利用増進と適正な管理運営に関する調査研究等

公園緑地等の利用増進と適正な管理運営に関する諸課題に対応することを目的とした調査研究・技術開発を実施し、研究成果等を情報発信します。

自主研究では、国内外の優れた事例等の情報の収集、多様な視点を踏まえた総合的研究・技術開発を行います。公園内での希少植物の保全方法、気象データを踏まえた入園者予測など公園の現場から生じた諸課題を把握して、研究顧問をはじめとする大学・研究機関の研究者や専門家等の協力を得ながらその解決に取り組めます。また、既存資料の収集・分析やヒアリング等による実態調査をもとにアフターコロナ、ウィズコロナにおける公園管理運営手法を検討、ICT・IoT技術として、公園管理の効率化を図るため公園台帳のデジタル化等を検討するとともに、公園のリノベーションや小規模公園の利活用などの地方公共団体の公園行政の課題について研究を行います。

さらに、国営公園での管理運営上の課題を踏まえ、ペット利用やドックランの管理のあり方について調査・研究に取り組めます。

なお、これらの成果は、ホームページ上での掲載、年報「公園管理研究」の刊行、公益社団法人日本造園学会等での発表を通じ、広く社会全般に還元いたします。

東日本大震災や熊本地震等の経験を通して、震災時における都市公園等の果たすべき役割の強化、多様な対応が求められております。

このような中、本財団では復興支援事業としては、石巻南浜津波復興祈念公園において、地元市民と協力して公園内にスイセンやチューリップの球根等を植える活動である「春はなプロジェクト」に参加します。また、熊本市都市政策研究所との協働による調査・研究も継続して行います。

5-2. 公園緑地等の高品質な管理運営に貢献する人材の養成

公園緑地等の高品質な管理運営に貢献する人材を養成するため、2つの事業を実施いたします。

①環境教育プログラム「プロジェクト・ワイルド」の指導者養成

環境教育等促進法（平成15年 法律第130号）に基づく人材認定等事業である環境教育プログラム「プロジェクト・ワイルド」を普及するため、教材の作成、指導者養成講習会の開催等を行います。特に陸上動物編（本編）の教材の全面リニューアルを進めてまいります。

また、本部開催の指導者養成講習会や専門学校におけるプロジェクト・ワイルドの資格取得授業では、オンラインを活用し、アメリカの環境教育及び野生動物専門家と質疑応答を交わす機会を設け、高いコミュニケーション能力、国際的な感覚を備えた指導者育成に力を入れてまいります。

②公園管理運営士認定制度

公園緑地等の管理運営を円滑かつ効果的に実施するための総合的なマネジメント能力を備えた人材を養成するため、公園管理運営士認定試験を主宰いたします。また、約2,400名の有資格者への継続教育を支援いたします。

事業の運営に当たっては、公平・公正な試験制度確保のため、試験実施と登録認定等の事務を引き続き一般社団法人日本公園緑地協会に委託いたします。

5-3. 公園緑地等への関心を深め多様な管理運営のあり方の発信

広く公園に関心のある人を対象に公園や花・みどりに関する知識、アイデアを紹介いたします。また、専門家には公園緑地等の管理運営の新しい動きや多様な魅力ある管理運営のあり方を提案するなど、様々な情報を発信して豊かな

パークライフの実現に向けた普及啓発に努めてまいります。

①公園文化 WEB による情報発信

公園文化の普及を目的とする公園文化情報サイト「公園文化 WEB」において引き続き公園や花・みどりに関する情報を発信します。

全てのコンテンツが、スマートフォンに対応した表示となるよう操作性について改善するほか、例年実施している「公園文化の集い」については、「公園文化 WEB」のサイトからアクセスできるようデータ化し、より多くの方に公園管理運営の参考となる情報発信に努めます。

②「公園・夢プラン大賞」の実施

公園緑地等のより柔軟な活用を目的に、全国の公園緑地等において市民の自由な発想で実施された夢のある活動実績や自由なアイデアを募集・審査し表彰いたします。今年度は、都市公園制度制定 150 周年記念事業の一環として特別賞を設け、入賞作品を全国の地方公共団体やその他公園関係者に向けて情報発信することで、公園緑地等の新たな活用や利用増進に役立ててまいります。

③公園緑地等の管理運営の品質向上に寄与する講演会等の開催

公園管理運営担当者等の知識や技術の向上を促進することを目的として、講演会・研修会（公園管理運営フォーラム、海外情報講演会、公園文化の集い、賛助会員セミナー等）を関係団体と連携して開催いたします。

④普及啓発に係る諸事業の実施

国、地方公共団体、関係団体とともに公園緑地等の利用増進及び都市緑化を推進するため、「世界公園週間(*)」や国が主唱する「春季における都市緑化推進運動（4 月 1 日～6 月 30 日）」や「都市緑化月間（10 月）」等の諸行事を実施又は支援いたします。

また、令和 5（2023）年 10 月 2 日から令和 6（2024）年 3 月 28 日までカタール国ドーハで開催される「2023 年ドーハ国際園芸博覧会」への政府屋外出展及び日本で開催される「2027 年国際園芸博覧会」の開催に向けた協力を行います。

さらに、都市公園制度制定 150 周年記念事業の一環として SNS やイベント情報チラシなどに記念事業の情報を掲載し周知を図るとともに公園文化 WEB やフォーラムにおいて 150 周年を話題とした記事や内容を実施いたします。また、各公園において、ノベルティ等の配布を行い都市公園制度に係る普及啓発を図ります。

(*)世界公園週間（「World Parks Week」：世界規模で公園を楽しむ週間）

4月下旬～5月上旬に、PR横断幕を国営公園等に掲示し周知

期間中の日本でのイベントをWorld Urban Parksのホームページで海外に紹介

6. 計画的な人材育成と組織力・経営基盤の強化

第2期中期計画の着実な実施を図る上で欠くことができないのが人材・人財になります。公園管理運営に必要な人材の確保及び育成と組織力を強化し、人を核とする「公園財団ブランド」と経営基盤の強化を図るため、採用活動を通年化することに加え、以下の事項に取り組んでまいります。

①法令遵守等の徹底

管理運営業務を実施している公園等で働く全ての従業員に法令遵守等を徹底します。また、公園緑地等の管理運営において取り組んでいるSDGsのうち、各公園の特徴的な取組みを組織内で共有し、意識をもって取り組むことによりSDGsの取組みを管理運営に実装化します。

②安全衛生管理の徹底

受託している公園等での事故を確実に防止するため、基本の徹底と継続的・組織的な安全確保を図ります。特にスタッフの高齢化に対応し、「高年齢労働者の労働災害予防の手引き」などを活用し安全対策を一層強化いたします。また、コロナ対策を統制するため、財団独自の「公園施設における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき、感染対策の徹底を図ってまいります。

③ワークライフバランスの推進

「子育てサポートブック」を活かした職員の健康管理やワークライフバランスをより一層推進します。これにより処遇と職場環境の継続的な改善を図り、全ての職員が常に活躍できる職場にするとともに、働き方改革の実装化に向け取り組んでまいります。

④職員研修の実施

職員の基礎研修や専門研修等にWEBを活用し、デジタル時代に対応した手法を導入するとともに、国内の類例調査・研修や海外事例調査等をWEB等の活用を図り実施いたします。

⑤職員の資格取得支援

職員への各種資格の取得支援等を計画的に進めます。また、建設キャリアアップシステムに対応したより高度の資格取得に向けた取組みの強化や業務発注における必要な人材レベルに適した対応を検討してまいります。

⑥新規事業等準備資産等の計画的な積立

組織運営の安定化と新規事業展開に向け、新規事業等準備資産等の効果的な活用と継続的・計画的な積み立てを行ってまいります。新規収益事業の実施結果を整理・検証し経営基盤の強化に繋がります。

⑦ガバナンス体制の強化と次期中期計画への準備等

一般財団移行後の社会制度の変化や当財団の業務実態等を踏まえた諸規程等の見直しを通じたガバナンス体制の強化に取り組めます。また、令和6年度からスタートする第3期中期計画の策定を行います。さらに、令和6年度に財団設立50周年を迎えることから、記念事業の準備を本格化してまいります。